

## 第1 準備書面要旨

1 本年7月29日、原審・広島地方裁判所は、原告ら84名全員に係る被爆者健康手帳交付申請却下処分を取り消し、被爆者健康手帳の交付を命じる判決（以下「原判決」という。）を言い渡した。ところが、国（厚生労働省）は、原判決には、長崎被爆体験者訴訟における累次の最高裁判例と異なる見解が含まれていること、十分な科学的知見に基づいているとはいえない点があることを理由として、8月12日、広島市及び広島県とともに、控訴した。

2 累次の最高裁判例と異なる見解が含まれているとの主張

(1) 控訴人らは、控訴理由書において、①被爆者援護法1条3号にいう「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情」について、被爆者援護法の建前のおり、科学的な裏付けが必要であり、その事実の存否については、高度の蓋然性の証明（最高裁平成12年7月18日判決）が求められることになるはずである、②長崎被爆体験者訴訟においても、高度の蓋然性の立証がされているかどうかという観点から、被爆者援護法1条3号該当性が検討されてきたものであり、最高裁でも、原審の認定判断が正当として是認されているなどと主張する。

(2) まず、①最高裁平成12年7月18日判決は、既に被爆者として認定されている者について原爆症認定の可否が問題となった事案である。本件における被爆者援護法1条3号の要証事実、あくまで「原爆の放射線により健康被害を生ずる可能性がある事情の下にあった」か否かであり、原爆症認定の事件におけるごとく、「現に医療を要する負傷又は疾病が原子爆弾の放射線に起因するものであるか」を要証事実として、放射線とそれが人体に及ぼす影響に関し、要求される因果関係の証明の程度は不要である。控訴人らが主張する「科学的な裏付け」が何を意味しているのか不明であるが、原爆症認定で要求されるようなものを想定しているとすれば、原判決を全く正解しないものという外ない。なお、長崎被爆体験者訴訟の第二陣訴訟福岡高裁判決も「さらに敷衍して述べるに、一審原告らに

において、本件各申請者が健康被害を受けた高度の蓋然性を証明することは要しない。」と判示し、立証命題はあくまで「健康被害を受けた可能性」であり、「健康被害を受けた」ことではない旨を明らかにしている。

- (3) ②長崎被爆体験者訴訟の第一陣訴訟の最高裁判決は、「長崎原爆が投下された際爆心地から約5 km までの範囲内の地域に存在しなかった者は、その際に一定の場所に存在したことにより直ちに長崎原爆の放射線により健康被害を生ずる可能性がある事情の下にあったということはできない」と判断している。この結論だけみれば、長崎被爆体験者訴訟における最高裁判決と原判決とは矛盾抵触するように思われる。しかし、長崎被爆体験者訴訟における一審原告らは、「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった」ことをそれぞれに特有の事実関係をもって個別具体的に主張立証するのではなく、本件各申請者が長崎原爆投下当時に被爆未指定地域に在ったことをもってこれを主張立証しようとしたため、裁判所は、被爆未指定地域に在った者が一般的に原爆の放射線により健康被害を生ずる可能性がある事情の下にあったといえるか否かを検討し、前述のように判示しているのである。被爆者援護法1条3号該当性が問題となる場合には、個別具体的な被爆状況等を事実認定して判断されるべきであるのに、長崎被爆体験者訴訟においては、そのような個別具体的な被爆状況等に関する主張立証ではなく、被爆者援護法1条1号や同条2号のように、当該地域に在ったことのみをもって一般的に原爆の放射線により健康被害を生じる可能性がある事情の下にあったといえるか否かを主張立証していた。以上のとおり、長崎被爆体験者訴訟における争点設定と本訴訟におけるそれとは全く異なるものであるから、長崎被爆体験者訴訟における累次の最高裁判決等と原判決との矛盾抵触はない。

### 3 十分な科学的知見に基づいているとはいえないとの主張

- (1) 控訴人らは、控訴理由書において、現在の科学的知見によれば、①そもそも「黒い雨」と放射性降下物は同視し得ない、②健康被害を生じる可能性がある放射性降下物が降下したとはいえない、③誘導放射線による被曝という観点に照らして

も、同様である、④「黒い雨」の曝露による内部被曝による健康影響を考慮する必要はないなどと主張する。

(2) ①原判決は、原爆投下後間もない時期に採取した試料を測定した報告等について検討した上で、原爆投下後に降った「黒い雨」には、核分裂生成物や、分裂しないで飛散したウラニウム、誘導放射化された原爆器材の外、誘導放射化された粉塵等の放射性微粒子が含まれていたことが推認できると判示した。さらに、原判決は、宇田論文、昭和48年アンケート調査等について検討した上で、「黒い雨」降雨域において、住民に下痢や脱毛等の「黒い雨」に由来すると思われる急性症状が発生していたこと、家畜にも同様の健康上の被害がみられたこと、被爆直後に実施された聞き取り調査を含め、同種の事象を指摘する複数の報告ないし調査が存することに照らし、「黒い雨」に放射性微粒子が含まれ、これによって健康被害を生ずる可能性があることが認められると判示した。加えて、原判決は、「黒い雨」が降った残留放射能濃厚地区を、原爆による放射線を多量に浴びた「特別被爆者」として扱う特別被爆地域に指定したことや、宇田強雨域に含まれる区域が健康診断特例措置の対象となる健康診断特例区域に指定され、402号通達により健康診断特例措置の対象となった者が一定の疾病を発症した場合に3号被爆者と認定されるようになったことを検討した上で、原爆医療法等の被爆者の援護に関する諸立法は、「黒い雨」降雨域に降った「黒い雨」に放射性微粒子が含まれる蓋然性があることを当然の前提にしてきたと判示している。控訴人らの主張は、現行の被爆者援護法制やその拠って立つ科学的知見を否定するものであり、失当であるという他ない。

(3) 控訴人らは、②放射性降下物、③誘導放射線、④内部被曝の観点から縷々主張する。②③はいずれも放射性微粒子がどこまで拡散したのかに関連するものであるところ、「黒い雨」には原爆に由来する放射性微粒子が含まれている前提に立てば、放射性微粒子がどこまで拡散したのかは、「黒い雨」がどこに降ったか、すなわち「黒い雨」降雨域の範囲の問題として理解されるのが論理的必然である。

にもかかわらず、控訴人らは、控訴理由書において「黒い雨」降雨域の範囲を問題とせず、残留放射能調査等の事後的な測定結果に基づいて、放射性微粒子が降下した事実が認められないなどと主張する。しかし、事後的に採取した土壌試料が、「黒い雨」により放射性降下物が降下した当時の放射能環境を再現するものではあり得ず、事後的に採取した土壌試料の測定によって、定量的意味で放射能環境の強さを測ることはできない。さらにいえば、事後的に採取された土壌試料から放射性物質が検出されても、原爆投下後繰り返し行われた大気圏内核実験による放射性降下物に紛れてしまうから、物理的測定によって原爆由来の放射能が確認されなかったことを理由に「黒い雨には放射能が無かった」などと結論するのは明らかに誤りである。

また、④放射線の人体影響に関連する論点について、控訴人らは、第一審において、被控訴人らが再三再四放射線の人体影響について反論等を求めたにも関わらず、攻撃防御方法の提出を怠ってきた。にもかかわらず、控訴審に至って、控訴理由書とともに放射線の人体影響に関する書証を大量に提出するのみならず、補充立証として、文献立証や専門家意見書を順次提出していく予定であるなどとして、さらに主張立証を行う意向を明らかにしている。被控訴人らが本訴訟の第一次提訴を行ってから5年が経過し16名が鬼籍に入った。被控訴人らに残された時間は僅かしかない。第一審での審理経過も踏まえれば、控訴人らの放射線の人体影響に関する攻撃防御方法の提出は、時機に後れた攻撃防御方法であり却下されるべきである。

さらに、控訴人らは、同じ線量で比較した場合に内部被曝による健康影響は外部被曝によるそれと同等ないしそれ以下であって、内部被曝による健康影響の方がより危険であるとする根拠はないとか、100mSvを下回るような放射線に被曝した場合については人体に何ら健康影響を与えないことも十分ありうるなどと主張する。しかし、そもそも内部被曝は外部被曝と異なり実効線量を測定することができないのであるから、控訴人らの主張はその前提において誤っている。

また、被爆者の定義を定めた被爆者援護法1条が、初期放射線が到達し得ない、残留放射線の影響しか考えられない地域も被爆地域と指定しているのは、原爆医療法制定当時の科学的知見によっても、残留放射線による被曝の影響が示唆されており、このような残留放射線による被爆者についても、「被爆者」と広く認定して健康管理（健康診断等）を行うことにより、被爆者の不安を一掃し、いつ生じるとも分らない後障害に対する適正な予防・治療を実現しようとしたからに他ならない。つまり、初期放射線を浴びていない者であっても、残留放射線による被曝の影響を考えて、初期放射線の影響のあったものと同様に「被爆者」とされていたのであって、被爆者援護法1条が、残留放射線の影響を初期放射線のそれよりも一律に過小評価する「100mSv 閾値論」に立脚していないことは明らかである。

4 以上のとおり、控訴人らの主張は、原判決において判断済みの主張の繰り返しであり、控訴審において大量に提出された証拠は、いずれも原審において提出できたものばかりであり、特に、内部被曝・低線量被曝に係る科学的知見に関する主張立証は、時機に遅れたものを言わざるを得ない。控訴に併せて国（厚生労働省）は、「黒い雨」地域の検証を行うと表明したが、控訴人らの控訴理由を見ると、検証の結果が出るまでの時間稼ぎとしか思えないものであり、高齢で残された時間は僅かしかない被控訴人らの置かれた状況を理解していないと言わざるを得ない。被控訴人らは、控訴理由書に対する反論は本書面で足りており、原判決は当然に維持されるべきものと考えているから、第1回口頭弁論期日で結審し、判決言渡期日を指定することを求めるものである。

以上